

令和5年11月

公益社団法人福岡県理学療法士会代議員選挙実施要綱

公益社団法人 福岡県理学療法士会

選挙管理委員長 秋 達也

1. 選挙人、被選挙人について

(1) 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人、被選挙人について

1) 選挙人及び被選挙人は令和5年11月1日の時点において、会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする。選挙権及び被選挙権のない者は以下のとおりとする。

- ① 休会者
- ② 会員資格を停止されたもの
- ③ 会員所属が福岡県以外のもの

2) 選挙人、被選挙人名簿の作成

令和5年11月1日時点の会員情報をもとに、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成する。

(3) 立候補、投票とも選挙人名簿、被選挙人名簿に登録されている支部ごととする。

2. 選挙の告示について

(1) 代議員選挙告示日は令和5年11月11日（土）とする。

代議員選挙告示は、県士会ホームページに掲載する。

(2) 上記（1）にしたがい、ホームページ管理担当者に対して、告示日に掲載できるよう事前に提出する。

3. 選挙すべき職と定数 および 任期

代議員 63名

任期 自：令和6年2月に行われる代議員選挙終了から

至：令和8年1月～3月間に行われる代議員選挙終了まで

※ 補欠代議員 27 名も選出する。

4. 代議員・補欠代議員の定数について

代議員数は、定数の定める所により、各支部会員数（休会者を除き）を 100 で除した数とし、小数点以下を切り上げる。補欠代議員数は各支部代議員定数を 3 で除した数とし、小数点以下を切り上げる。この選挙での会員数は、令和 5 年 11 月 1 日を基準とする。

<代議員選挙定数対応表>

支部（選挙区）	会員数	代議員数	補欠代議員数
北九州 I	921 名	10 名	4 名
北九州 II	780 名	8 名	3 名
筑豊	458 名	5 名	2 名
福岡 I	1110 名	12 名	5 名
福岡 II	877 名	9 名	4 名
福岡東	389 名	4 名	2 名
筑後 I	845 名	9 名	4 名
筑後 II	550 名	6 名	3 名
合計数	5930 名	63 名	27 名

5. 立候補の受付について

（1）受付時期

- 1) 立候補受付期間は、令和 5 年 11 月 23 日（木）正午～令和 5 年 12 月 15 日（金）正午とする。
- 2) 立候補を辞退する場合の締め切りは令和 5 年 12 月 14 日（木）正午までとする。

（2）受付順位

- 1) 受付順位は、最終受付時刻順とする。
- 2) 名簿掲載順位に関しては、受付順とする。

（3）受付数が定数に満たない場合

- 1) 立候補者が代議員及び補欠代議員の定数に満たない場合、選挙管理委員は、当該支部長へ令和 5 年 12 月 16 日（土）に報告する。
- 2) 報告を受けた支部は令和 6 年 1 月 18 日（火）正午までに代議員候補者及び補欠代議員候補者を推薦し、選挙管理委員長に報告する。なお、推薦にあつ

っては代議員及び補欠代議員の定数以内とし、補欠代議員候補者は順位付で推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

- ①届出は Web のみとする。
- ②立候補意思がある場合には、日本理学療法士協会 H.P 内のマイページより Web 選挙システム i-vote にログインを行い、立候補の申請を行う。
- ③立候補趣旨は指定された箇所に入力する。スペースを含み 1000 字以内とする。最大 40 字×最大 25 行の枠内に収まるように作成する。
- ④受付期間中の内容の修正、変更は Web システム上で可能とするが、令和 5 年 12 月 15 日までに立候補の届け出を完了させる。

2) 写真

上半身（正面）、脱帽、無背景、カラー、直近 3 ヶ月以内に撮影したもの。デジタルデータの形式は JPEG とし、容量は 2 メガバイト以内とする。

6. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。Web による受付が完了すると、jpta@mail.i-vote.jp.net より立候補受付メールが自動送信される。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、正式受理メールの送信を行う。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補届の修正

立候補届に不備があった場合、選挙管理委員会から立候補者に対して立候補届の修正を求める。令和 5 年 12 月 17 日（日）正午までに修正を行わない場合は立候補届を受理しない場合がある。WEB 上にて修正後、選挙管理委員会にて再度審査を行う。立候補届提出者は常に連絡を取れるようしておくこと。修正依頼の連絡方法はメールにて

行う。

(4) 立候補の辞退

立候補辞退届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補辞退届が受理された際には、辞退受付メールが送信される。

7. 立候補者一覧および選挙公報

(1) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については令和6年1月9日(月)午前を目途に士会ホームページ上に掲載する。また、選挙公報も早急に発行する。選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては立候補届の最終受理順とする。

8. 選挙活動

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動、公職選挙法に抵触する活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。選挙違反の適用は公職選挙法を準用する。

9. 投票について

(1) 投票期間：令和6年1月19日(金)正午～2月9日(金)正午

(2) 地区(選挙区)の立候補者に対し、同地区の正会員による投票を行う。

(3) 投票方法：

福岡県理学療法士会ホームページ内の選挙サイトへアクセスし、投票する。

投票は定数内連記方式とする。

有効投票とは無効投票を除く、投票総数である。

有効投票が投票数の三分の二以上でなければ、選挙は無効とする。

無効投票とは、白票のことである。※未投票は白票に含まれない。

定数を越えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

10. 開票について

(1) 開票日

投票締切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

1) 開票には、選挙管理委員、県士会事務局、県士会支部長が立ち会う。

(3) 投票データの保管について

1) 投票期間中は、選挙管理委員長または選挙管理委員長から指名を受けた会員及び同システム管理者以外は、投票システム管理画面にアクセスできない。

2) 選挙管理委員長は、開票日に開票立会人の立会いのもと、投票データをダウンロードする。

3) 選挙管理委員長の指名により、会員以外のシステム管理者が投票システムを操作することができる。

(4) 無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者をもって当選とする。

(5) 当選人について

1) 定数内連記投票では得票数の多い者から順に、その代議員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする。

2) 当選最下位同数得票者については、開票立会人が立会いのもと、開票終了後1週間以内に選挙管理委員が厳正な抽選を行い、当選人を決定する。抽選方法として、選挙終了後、選管委員および県士会事務局の対面方式での立会いの下、選挙管理委員長がくじ引きを行い、当選者を決定していく。

3) 補欠代議員は順位を確定させる必要がある。立候補者が代議員定数を超えた場合は、投票の得票順にて補欠代議員の順位が確定する。立候補者が代議員定数を超えなかった場合、当該地区部長から推薦された補欠代議員も人数に合わせ順位を確定させる。

4) 定数を満たさず、当該地区部長から推薦された代議員候補者及び補欠代議員候補者は無投票当選とする。

※代議員定数及び補欠代議員定数に関するの詳細は、「代議員選挙定数対応表」参照のこと。

(6) 選挙結果の公示は、速やかに県士会ホームページ（会員ページ）上に掲載する。

1 1. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を発行する。

1 2. 問合せ

[福岡県理学療法士会選挙管理委員会メールアドレス：[pt.senkan.f \(a\) gmail.com](mailto:pt.senkan.f(a)gmail.com)
(選挙管理委員長) 宛に送信ください。

メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上

.....

選挙について補足説明

立候補者数による、選挙（投票）の有無、当該支部長の推薦について説明する。

(例) 代議員定数 9名 補欠代議員数 3名 の場合

① 立候補者数が 1名～8名の場合

- ・選挙はありません。
- ・当該支部長より、代議員候補者 1名 補欠代議員候補者 3名（第1位から第3位）の推薦が必要です。

② 立候補者数が 9名の場合

- ・選挙はありません。
- ・当該支部長より、補欠代議員候補者 3名（第1位から第3位）の推薦が必要です。

③ 立候補者数が、10名の場合

- ・選挙があります。
- ・得票数が多い方から順に、1位から9位までの方が、代議員となります。
- ・得票数が10位の方が、補欠代議員第1位となります。
- ・当該支部長より、補欠代議員候補者 2名（第2位・第3位）の推薦が必要です。

④ 立候補者数が、13名の場合

- ・選挙があります。
- ・得票数が多い方から順に、1位から9位までの方が、代議員となります。
- ・得票数が10位から12位の方が、順に補欠代議員第1位から補欠代議員第3位となります。